

行政手続等の押印・署名の見直し状況について

1. 経緯及び目的

国においては、新型コロナウイルス感染拡大の防止、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、行政手続の押印の見直しが推進されています。

本市においても、令和2年6月の「出雲市デジタルファースト宣言」に基づき、デジタルの力を活用した最適な市民サービスの提供、市民の利便性向上を図るため、行政手続等の申請書等の押印、署名の見直しを実施します。

2. 基本方針

市民の利便性の向上と業務効率化を図り、オンライン化を推進することを目的として、行政手続等の簡略化とデジタル化に向け、法的に押印や署名がないと効力を発しない申請等を除き、全ての行政手続等における押印及び署名の廃止に取り組みます。

3. 見直し対象

市の条例、規則、要綱や慣行により市民、事業者から提出を求めている行政手続等のうち市の判断で見直しが可能なもの

※国、県などの法令等や条例等により押印、署名が求められているものについては、国や県などの法令、条例等の改正、通知等に従い適宜見直しを行います。

4. 実施時期

令和3年4月1日から（条例案件を除く）

5. 見直し状況（令和3年4月1日現在）

（1）押印・署名の見直しの対象となる手続 2, 240件

①押印・署名の義務付けを廃止した手続 2, 110件（94.2%）

例：公共施設の利用申請書、補助金等交付申請書 など

②押印・署名を引き続き必要とする手続 130件（5.8%）

例：契約書、委任状、誓約書、同意書、実印が必要な手続（印鑑証明書添付）
など

6. 市民等への周知方法

市全体の見直し内容について一覧表を作成し、ホームページで周知（令和3年4月）しています。

個別の内容については、必要に応じて各担当課において周知しています。